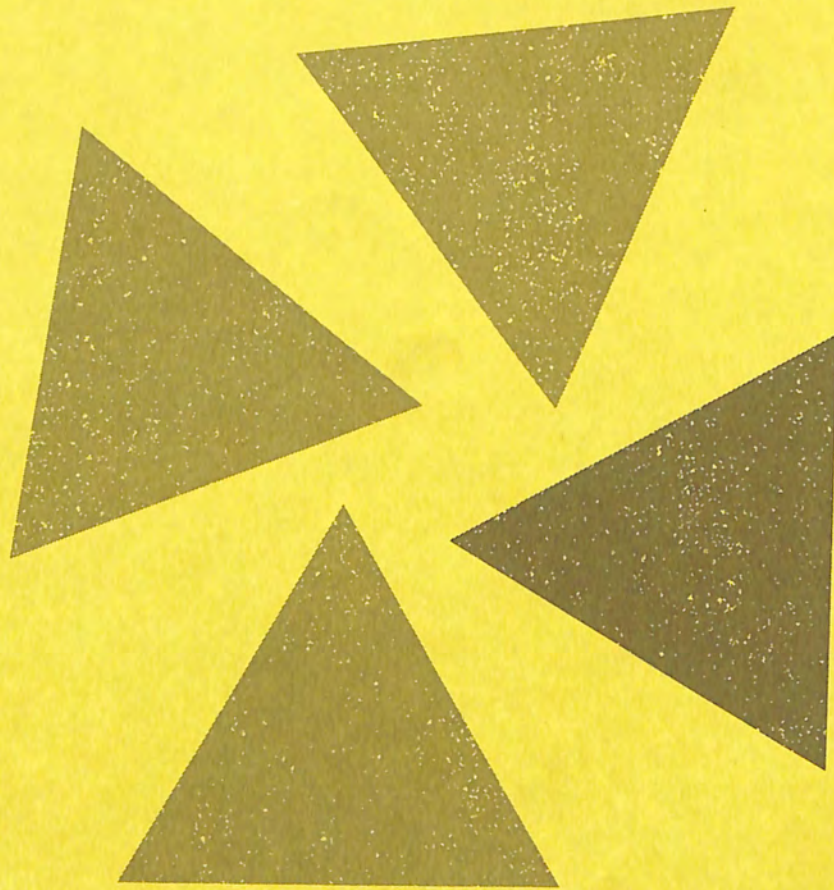


会報



目次

会長あいさつ…… 1

理事会・総会報告…… 2

ミニレクチャー：①「再考・軽度知的障害」…………… 11

懇話会：「地域のたからを預かるということ」…………… 13

概要報告「ワークショップ：コミュニティのトラウマとメンタルヘルス
—第二次世界大戦のトラウマとケア—」…………… 19

資料

1) 定款 …… 26

2) 名簿 …… 34

64号

会長あいさつ

子どものときに習った人口ピラミッドは「ピラミッド型」や「つぼ型」であったが、いつの間にか、少子高齢社会の行きつく先として「棺桶型」が登場した。

これはすなわち、身近なつながりによるインフォーマルなケアを維持しにくくなってきたことを背景にしたものであり、それに対応して「地域包括ケアシステム」が謳われるようになった。これは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていくことができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進していくものである。

精神保健の領域においては、2017年の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、「入院医療中心から地域生活中心」という政策理念に基づく施策をより強力に推進するための新たな政策理念の明確化として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を掲げ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すこととした。

また2016年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」は「地域共生社会の実現」を掲げたので引用する。

「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。」

筆者の勤める川崎市では、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の推進が謳われ、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て世代の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象にして、その構築を推進することとしている。

このように、「地域包括ケアシステム」、「地域共生社会」は、現代のキーワードであり、精神保健医療福祉もこれと関係した活動が求められるようになるだろう。

全国精神保健福祉連絡協議会もこれを意識して活動に取り組んでいきたい。

全国精神保健福祉連絡協議会
会長 竹島 正
(川崎市精神保健福祉センター所長)

全国精神保健福祉連絡協議会 理事会・総会報告

平成30年度の全国精神保健福祉連絡協議会の理事会・総会は、平成30年10月18日(木)に山形県において開催された。

この総会では、平成29年度事業報告、収支決算、会計監査報告、平成30年度事業計画(案)、収支予算(案)、平成31年度事業計画(案)、収支見込(案)が承認された。

平成29年度 事業報告書

平成29年度においては、本会の事業を推進するため次のことを実施した。

1. 総会の開催

(平成29年10月19日(木) 滋賀県)

2. 理事会及び常務理事会の開催

常務理事会 (平成29年7月1日(土) 東京都)

理事会 (平成29年10月19日(木) 滋賀県)

第2回理事会 (平成30年1月 電子上)

3. 第65回精神保健福祉全国大会への参加及び精神障害者の絵画作品の展示

(平成29年10月20日(金) 滋賀県)

4. 「ミニレクチャー」「懇話会」の開催

(平成29年10月19日(木) 滋賀県)

ミニレクチャー ①「精神科救急情報センターの全国ネットワーク化の必要性について」

滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士 氏

ミニレクチャー ②「ナショナルレセプトデータベース(NDB)の精神医療への活用」

(国研法人) 国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 精神保健計画研究部長 山之内 芳雄 氏

懇話会 「琵琶湖の成り立ちについて」

滋賀県立琵琶湖博物館 総括学芸員 里口 保文 氏

5. 「会報」誌の発行、配布(第62号)

6. 「地方精神保健」誌の発行、配布(第37号)

7. 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動

8. 精神保健福祉事業功労者の厚生労働大臣及び

日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦

9. その他

「アートとトークによる多様性尊重の社会づくり展」(日本財団助成事業)実施

平成29年度 収支決算書

【収入】自平成29年4月1日 至平成30年3月31日(単位:円)

科目	金額	摘要
会費	1,610,000	平成29年度会費 46都道府県分 @ 35,000円
雑収入	25	銀行預金利息(7円、18円)
日本財団事業	6,116,920	日本財団(4,820,000)寄附金(410,000)共催金(886,920)
繰越額	1,446,387	平成28年度からの繰越分
計	9,173,332	

【支出】自平成29年4月1日 至平成30年3月31日(単位:円)

科目	金額(税込)	摘要	
事業費	給与費	339,431	事務業務 259,431 アートとトークプログラム委員給与 80,000
	諸謝金	1,606,384	アートとトーク登壇者謝金(講演料・通訳料) 1,586,384 会報63号原稿執筆謝金(1人×20,000)*次号分支払い 20,000
	印刷製本費	183,300	会報(第62号) 76,316 地方精神保健(第37号) 106,984
	通信運搬費	168,547	通信費・運搬費
	会議費	31,442	会場借料・会議費(総会、理事会費含む)
	精神障害者の芸術活動と啓発	3,925,121	情報収集費・イベント費(アートとトークイベント開催)
	接待交際費	2,408	吊電代
	事業費合計	6,256,633	
管理費	給与費	259,431	事務業務 259,431
	旅費	665,653	常務理事会出席旅費 23,500 総会、理事会出席旅費 66,095 アートとトークイベント 566,858 その他 9,200
	消耗品費	7,507	消耗品・備品費 7,507
	広報費	110,000	HP更新関連費 110,000
	支払手数料	86,400	税務報酬 86,400
	租税公課	1,680	登記簿謄本発行印紙代 600、預金残高証明発行手数料 1,080
	諸会費	100,000	日本精神保健福祉連盟会費 100,000
	雑費	13,176	雑役務費、支払手数料 13,176
	建物賃貸費	54,432	事務局賃貸借料 54,432
	管理費合計	1,298,279	
	法人税	70,000	平成28年度法人市民税、都民税 70,000
繰越金	1,548,420	翌年度への繰越額	
	7,624,912		

平成 30 年度 事業計画書 (案)

1. 総会の開催

(平成 30 年 10 月 18 日 (木) 山形県)

2. 理事会及び常務理事会の開催

理事会 (平成 30 年 10 月 18 日 (木) 山形県)

第 2 回理事会 (平成 31 年 3 月 電子上)

常務理事会 (平成 30 年 8 月 2 日 (木) 東京都)

3. 第 66 回精神保健福祉全国大会への参加及び精神障害者の絵画作品の展示

(平成 30 年 10 月 19 日 (金) 山形県)

4. 「ミニレクチャー」「懇話会」の開催 (平成 30 年 10 月 18 日 (木) 山形県)

ミニレクチャー ①「再考・軽度知的障害」

有海 清彦 氏 (山形県精神保健福祉センター 所長)

②「ナショナルレセプトデータベース(NDB)の精神医療への活用」

(国研法人) 国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 所長補佐

精神医療政策研究部 部長 山之内 芳雄 氏

懇話会 「地域のたからを預かるということ」

大山 慎一 氏 (山形県立博物館 副館長)

5. 「会報第 63 号」誌の発行、配布

6. 「地方精神保健第 38 号」誌の発行、配布

7. 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動

8. 精神保健福祉事業功労者の厚生労働大臣

及び日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦

9. アートをとおしての精神保健の啓発の取組

10. ウェブサイトをとおした精神保健情報の発信

11. 各協会、上智大学グリーンケア研究所との共同活動の検討

12. 自殺対策の推進への協力

平成 30 年度 収支見込書 (案)

【収入】自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日 (単位:円)

科目	金額	摘要
会費	1,610,000	平成 30 年度会費 46 都道府県分 @ 35,000 円
雑収入	1,000	銀行預金利息
繰越額	1,548,420	H29 年度繰越金
計	3,159,420	

【支出】自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日 (単位:円)

科目	金額(税込)	摘要	
事業費	給与費	354,137	事務業務(延べ 35 日×@7,142)及び業務引き継ぎにかかもの (104,167) 354,137
	諸謝金	税込 148,000	厚労省絵画掛け替え謝金(8,000) 7,184 ミニレクチャー講師謝金(30,000) 26,937 懇話会講師謝金(50,000) 44,895 会報原稿執筆謝金(20,000×3人=60,000) 53,874
	印刷製本費	200,000	会報(第 63 号) 80,000 地方精神保健(第 38 号) 120,000
	通信運搬費	100,000	通信費・運搬費
	会議費	50,000	会場借料・会議費(総会、理事会費含む)
	精神障害者の芸術活動と啓発	50,000	情報収集費・イベント費
	事業費合計	902,137	
	管理費	給与費	354,137
旅費		126,000	常務理事会出席旅費 26,000 総会、理事会出席旅費 70,000 その他 30,000
消耗品費		10,000	消耗品・備品費
広報費		110,000	HP 更新関連費
支払手数料		120,000	税務、登記関係費
租税公課		10,000	印紙代
諸会費		100,000	日本精神保健福祉連盟会費
雑費		10,000	雑役務費、支払手数料
管理費合計		840,137	
法人税		70,000	平成 29 年度法人市民税、都民税
繰越金	1,347,146	翌年度への繰越額	
	3,159,420		

平成 31 年度 事業計画書 (案)

1. 総会の開催 (奈良県)
2. 理事会及び常務理事会の開催
(理事会：奈良県、電子上 常務理事会：東京都)
3. 第 67 回精神保健福祉全国大会への参加及び精神障害者の絵画作品の展示
4. 「ミニレクチャー」「懇話会」の開催 (奈良県)
5. 「地方精神保健第 39 号」誌の発行、配布 (年 1 回発行)
6. 「会報 64 号」の発行、配布 (年 1 回発行)
7. 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動
8. 精神保健福祉事業功労者の厚生労働大臣及び
日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦
9. アートをとおしての精神保健の啓発推進
10. その他

平成 31 年度 収支見込書 (案)

【収入】自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日 (単位：円)

科目	金額	摘要
会費	1,610,000	平成 31 年度会費 46 都道府県分 @ 35,000 円
雑収入	1,000	銀行預金利息
繰越額	1,347,146	H30 年度繰越予定
計	2,958,146	

【支出】自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日 (単位：円)

	科目	金額(税込)	摘要
事業費	給与費	250,000	事務業務 250,000
	諸謝金	税込 128,000	厚労省絵画掛け替え謝金(8,000) 7,184
			ミニレクチャー講師謝金(30,000) 26,937
			懇話会講師謝金(50,000) 44,895
			会報原稿執筆謝金(20,000×2人) 35,916
	印刷製本費	200,000	会報(第 64 号) 80,000 地方精神保健(第 39 号) 120,000
	通信運搬費	100,000	通信費・運搬費
	会議費	50,000	会場借料・会議費(総会、理事会費含む)
精神障害者の 芸術活動と啓発	50,000	情報収集費・イベント費	
事業費合計	778,000		
管理費	給与費	250,000	事務業務 250,000
	旅費	126,000	常務理事会出席旅費 26,000
			総会、理事会出席旅費 70,000
			その他 30,000
	消耗品費	10,000	消耗品・備品費
	広報費	110,000	HP 更新関連費
	支払手数料	120,000	税務、登記関係費
	租税公課	10,000	印紙代
	諸会費	100,000	日本精神保健福祉連盟会費
雑費	10,000	雑役務費、支払手数料	
管理費合計	736,000		
法人税	70,000	平成 30 年度法人市民税、都民税	
繰越金	1,374,146	翌年度への繰越額	
	2,958,146		

役員改選について

現在の理事・監事の任期は、定款 25 条により、平成 28 年 10 月 12 日～平成 30 年 10 月 18 日であり、平成 30 年の総会にて改選を行うこととなっている。

改選案を下表のようにしたい。

一般社団法人 全国精神保健福祉連絡協議会 役員(案) 平成 30 年 10 月 18 日～

区 分	会 長 名	所 属	常務理事 事会員
会 長	竹島 正	川崎市精神保健福祉センター所長 健康福祉局障害保健福祉部担当部長	○
副 会 長	白澤 英勝	(公社)宮城県精神保健福祉協会会長	○
	山之内 芳雄	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 所長補佐 精神医療政策研究部 部長	○
理 事	北 海 道	池田 輝明	北海道精神保健協会会長
	東 北	白澤 英勝	(副会長)
	関東甲信	水野 雅文	東京都精神保健福祉協議会会長
	東海北陸	石田 多嘉子	静岡県精神保健福祉協会会長
	近 畿	高橋 幸彦	(社)大阪精神保健福祉協議会会長
	中 国	藤田 健三	(一社)岡山県精神保健福祉協会会長
	四 国	大森 哲郎	徳島県精神保健福祉協会会長
	九 州	神庭 重信	福岡県精神保健福祉協会会長
学識経験者	高畑 隆	(公社)埼玉県精神保健福祉協会顧問	
	島 菌 進	上智大学特任教授 上智大学大学院実践宗教学研究科委員長 上智大学グリーンケア研究所所長 東京大学名誉教授	
監 事	丸山 晋	復光会総武病院診療顧問	
	小野 善郎	和歌山県精神保健福祉協会会長	

平成30年度全国精神保健福祉連絡協議会

理事会・総会議事要旨

A. 理事会議事要旨

日 時： 平成 30 年 10 月 18 日 (木) 13 時 29 分～14 時 05 分

場 所： 山形テルサ 3 階 研修室 A (山形県)

議 事：

第 1 号議案～第 3 号議案

第 1 号議案 平成 29 年度事業報告について

第 2 号議案 平成 29 年度収支決算について

第 3 号議案 平成 29 年度会計監査報告について
承認された。

第 4 号議案～第 5 号議案

第 4 号議案 平成 30 年度事業計画 (案) について

第 5 号議案 平成 30 年度収支予算 (案) について
承認された。

第 6 号議案～第 7 号議案

第 6 号議案 平成 31 年度事業計画 (案) について

第 7 号議案 平成 31 年度収支見込 (案) について
承認された。

第 8 号議案

第 8 号議案 役員改選について
承認された。

第 9 号議案

第 9 号議案 精神保健福祉事業功労者の厚生労働大臣及び日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦にかかる内部規定について
承認された。

第 10 号議案

第 10 号議案 定款変更
承認された。

その他①②③④

事務局長より報告された。

B. 総会議事要旨

日時：平成30年10月18日(木) 14時06分～14時42分

場所：山形テルサ 3階 研修室A (山形県)

議事：

第1号議案～第3号議案

第1号議案 平成29年度事業報告について

第2号議案 平成29年度収支決算について

第3号議案 平成29年度会計監査報告について

承認された。

第4号議案～第5号議案

第4号議案 平成30年度事業計画(案)について

第5号議案 平成30年度収支予算(案)について

承認された。

第6号議案～第7号議案

第6号議案 平成31年度事業計画(案)について

第7号議案 平成31年度収支見込(案)について

承認された。

第8号議案

第8号議案 役員改選について

承認された。

第9号議案

第9号議案 定款変更

承認された。

その他①②③④⑤

事務局長より報告された。

ミニレクチャー①

□ 全国精神保健福祉連絡協議会 / H30.10.18 THU / 有海清彦(山形県精神保健福祉センター)

再考・軽度知的障害

1. はじめに、独り言、これはタブーな話か？

- ・手帳の診断書を見ていると、…….
- ・いろいろ精神障害の病名(F2～f6、F8、F9)が付されているが、障害の中心は記載されていない「知的障害(F7)」ではないのか？、…….
- ・特に、「軽度知的障害」はほとんど意識されていない印象をうける.
- ・「知的障害」という「幹」は見過ごされ、枝葉診断ばかりが目につく.
これでは、支援も、治療(精神療法、薬物療法など)も効果が薄いのでは、…….
- ・以上の点から「軽度知的障害」は、他の知的障害とは異なる特性をもった独立した障害と考えた方が良くはないか？
- ・「精神科受診者が来たら、まず知的障害があるかを疑え！」ってありでは、…….

2. 知的障害(精神遅滞)について

1) 精神遅滞(mental retardation)と知的障害(intellectual disability)

- ① 精神遅滞：知的能力水準だけでなく適応能力の水準も考慮した概念。
医療・医学領域で使用されることが多い
- ② 知的障害：旧来の「精神薄弱」と同様に知的能力の水準に視点をおいた言い方。
教育・福祉領域、法令用語として使用されることが多い。
近年は「精神遅滞」よりは「知的障害」が繁用されている。

2) 知的障害とは

- ① ICD-10では、F7(精神遅滞)は「知的能力の低さ」「適応能力の障害」により定義づけられている。
- ② DSM-5では、「知的能力障害(intellectual disability)」として、以下の3つの基準のすべてを満たす概念として定義づけられている。
(基準A) 全般的知能の欠陥
(基準B) 日常の適応機能の障害
(基準C) 発達期(18歳まで)での発症

3) いずれにしても我が国では慣例的に以下のように分類されている。

ICD-10	精神遅滞 (知的障害)	IQ範囲	精神年齢	精神遅滞中での割合* (知的障害)
F70	軽度	50～69	9～12歳未満	85%
F71	中等度	35～49	6～9歳未満	10%
F72	重度	20～34	3～6歳未満	3～4%
F73	最重度	20未満	3歳未満	1～2%

* DSM-IV-TR より

3) 診断的特徴

- ① 全般的知能の欠陥 ← 標準化された知能検査(IQ) + 臨床的判断
言語理解、ワーキングメモリー、知覚推理、定量的推理、抽象的推理、認知効率
→ 論理的思考、問題解決、計画、抽象的思考、判断、学習、実用的理解

② 日常適応機能の障害

適応能力：他者の思考・感情・体験の認識、社会的/対人的技能(コミュニケーション)共感、友情の構築、意思伝達、感情・行動の自己管理、自立性、学習能力、金銭管理、健康・安全の管理(セルフケア)、家庭生活、仕事、社会資源の利用、余暇 ←「稚拙な生活技術」

- ◇ 行動・感情、対人関係での自己管理、コミュニケーション技能の欠如、短絡的、衝動的 → 秩序破壊的、攻撃的行動
- ◇ 純朴さ、他者に容易に感化される → だまされる
- ◇ 犯罪被害者、犯罪加害者、被虐待、自殺の危険
- ◆ 精神的、神経発達の、医学的、および身体疾患の併発はしばしば。

4. 軽度知的障害の特性

- 1) 知的障害の大部分を占めるが気づかれにくい。実際、一見普通に暮らしている。
 - 本人、周囲の人たちもその障害に気づいていないことも珍しくない。
 - 人生の節目節目で問題が顕在化したり、支援の必要性が生じたとき認識される。
 - 精神科医を含む臨床医たちの関心も低くし、診断に至らないことが多いのでは。
- 2) 他の精神障害の合併(?)が極めて多い
 - 「軽度知的障害」の診断がなされず、合併症(?)病名が一人歩きしていることも。
 - ◆ 注意欠如・多動症、抑うつ症候群、双極性障害群、不安症群、自閉スペクトラム症、常動運動症、衝動抑制障害、認知症 など多数。
 - ◇ 易怒性、気分調節不全、攻撃性、節食の問題、睡眠の問題、洞察力の低下。

5. 「軽度知的障害」にかかるまとめ

- 1) 知的障害の大部分を占めているが診断されることは極めて少ない。「中等度～重度」はいわゆる「知恵遅れ」として社会に広く認知されている。
- 2) 通常精神診断がなされ、主病名として扱われることも珍しくないのでは。
- 3) しかし、適切に診断されていないと、その後の治療(精神療法、薬物療法、心理教育など)、支援なども効果が薄いのでは、ないだろうか……。
- 4) そもそも、併発している精神障害は独立疾患なのか?、合併症なのか?
 - ① 「幹診断」と「枝葉診断」
 - 「軽度知的障害」という「幹」に、他の精神症状群が「枝葉(アクセサリー)」として茂っていると考えられないか?
 - 併発する精神および行動の障害は、「軽度知的障害」で説明できるものも多いのでは?
 - cf. 「接枝分裂病」の考え方
- 5) 併発精神障害を独立疾患と認めても、「軽度知的障害」はそれに多くの装飾を加えていることは確かではないか?
- 6) 特に、自閉スペクトラム症との鑑別は重要!。誤診はないか?
- 7) 「軽度発達障害」の復活は?。(軽度知的障害 + 軽度発達障害)
- 8) 精神科医、小児科医は、もっと「軽度知的障害」に関心を持つべきでは。尤も、精神医学の世界でも「知的障害」の研究はまれ、成書もないに等しい。
- 9) 患者の自尊感情、医師の病名告知の視点からは、「知的障害」は使用しにくいのか?
- 10) 山本譲司(元衆議院議員):「獄窓記」
 - 刑務所の服役者の3割に知的障害がある。再犯も高い、と。
- 11) 以上より、「軽度知的障害」は「中等度～最重度知的障害」と明らかにその様態を異にし、よって、「軽度知的障害」を単に知的障害の1カテゴリーとしてではなく、独立した精神障害として扱っても良いのではないか!

「地域のたからを預かるということ」

(平成30年度全国精神保健福祉連絡協議会総会『懇話会』資料10/18木)

山形県立博物館 副館長兼学芸課長 大山 慎一

1. 「地域のたからを預かる」博物館とは?

- ◆ 博物館法における定義
- ◆ これも「博物館」?

2. 山形県内の博物館について

- ◆ 登録博物館14館、博物館相当施設4館。山形県博物館連絡協議会登録館は71館。

3. 山形県立博物館の概要について

- ◆ 7部門(地学、植物、動物、考古、歴史、民俗、教育)を持つ総合博物館
- ◆ 3施設(本館、分館[教育資料館]、自然学習園[琵琶沼])
- ◆ 主な収蔵品(国宝1:縄文の女神、国重文1:教育資料館、県指定文化財8:羽州川通絵図など)
- ◆ 当館が預かる「地域のたから」について(pp.2-6を参照)

4. 「地域のたからを預かるということ」—学芸員の仕事と当館の課題について—

- ◆ 学芸員の仕事
 - I. 資料の収集・保管、II. 展示(プロデュース)、III. 調査研究、IV. 教育普及
- ◆ 学芸員に求められる資質(高度な専門性+多様な人々と協働するための人間力)
- ◆ 本館の当面の課題について
 - 施設設備の老朽化と「新館構想」のはざままで
 - 開館から47年、いたるところに限界が
 - 定期的に繰り返される「新館構想」作業
 - 「そのうち必ず・・・」、「それまでどうするの?」
 - 3つ(カネ、ヒト、モノ)の「ない」をどう克服するか
 - 国や民間予算の活用、事業の精選、ボランティアや他機関との協働・連携、館内研修による人材育成
 - 4つめの「ない」・・・ “それでも頑張る。知恵を絞って!汗をかいて!”

みなさま、山形県立博物館でぜひ「山形のたから」をご覧ください!!

山形県立博物館 概要（各展示室の主な資料）について

第1展示室「豊かな自然とそのめぐみ」

1 山形のなりたち



ヤマガタダイカイギュウ全身骨格模型
【山形県指定天然記念物】

1978年に最上川の河床で二人の小学生が発見した。海牛類は、歯と指の骨を消失していくという進化をしたが、縮小した歯と指の骨を持つヤマガタダイカイギュウはその中間的形質をもつ世界的にも貴重な標本である。



ハダカモミジガイ(ヒトデの化石)
【山形県指定天然記念物】

新第三紀中新世中期(約1200万年前)のヒトデの化石。腕から腕までの長さが約37.5cmと、国内最大級の大きさで形態もよく保存されている。大正6年(1917年)に村山市楮山の山中で発見された。



ソロバン玉石
【産地が山形県指定天然記念物】

形がそろばんの玉に似ているので「ソロバン玉石」と呼ばれている。約1500万年前の海底火山の活動によって流紋岩質マグマが噴き出して、ケイ酸を多く含んだ熱水が岩石のすきまに入って結晶したものの。

2 森林の科学



イヌワシ
【国の天然記念物】

ブナを主とした森林生態系の頂点に立つ大型の猛禽類で、豊かな森の存在を象徴する生き物である。山形県では奥羽山系や鳥海山・丁山系の高山帯に生息している。



ツキノワグマ

ブナ・コナラ・ミズナラなどの落葉広葉樹の山地にすむ大型哺乳類。近年は、里山の荒廃で人の生活圏と野生動物の生息域の境界があいまいになり、人家周辺への出没や人との遭遇が増えている。



ジオラマ「コナラ・ブナ林の動物たち」

山形県には、世界自然遺産に認定された白神山地に匹敵する広大なブナの森が月山・朝日連峰や飯豊連峰に見られる。植物とそれに依存して暮らす多くの生き物からなる自然の森の豊かさを表現している。

3 植物の世界



ヒメサユリ
【オトメユリ】

日本特産の美しいユリで、山形、福島、新潟の3県だけで見られる。ピンクの清楚な花は大変美しく、オトメユリともよばれる。野生種は環境省のレッドリストでは準絶滅危惧類(NI)に指定される。



ガッサントリカブト

高さ1m前後になる。葉は薄く、花の柄に短い曲った毛が多く生えている。山形県(月山など)および周辺地域でのみ見つかっている。環境省のレッドリストでは絶滅危惧種2類(VU)に指定される。



トビシマカンゾウ

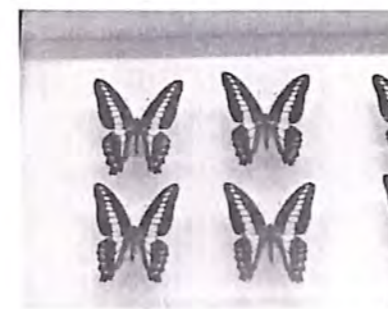
海の近くに生える。花はニッコウキスゲに似ているが、大型で15~30個つける。最初に発見されたのが酒田市の飛島であることから名づけられた。新潟の佐渡島にも群落がある。

4 昆虫の世界



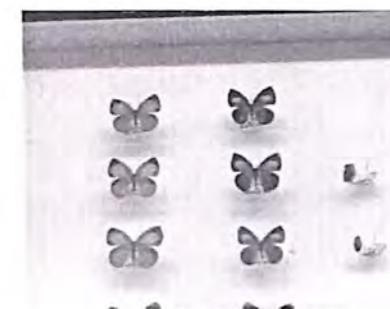
ギフチョウとヒメギフチョウ

早春に出現するチョウのなかまで、スプリング・エフェメラル(春の妖精)と例えられる。山形県には両種が共に生息する混雑地が知られ、大石田町では町の天然記念物に指定され保護されている。



アオシヤゲハ

黒潮から分かれた対馬海流が流れる日本海沿いの海岸近くだけに見られる。暖流が卓越する関東以西の暖地に生えるタブノキを食樹とする南方系のチョウで、庄内地方の温暖な気候を象徴している。



チョウセンアカシジミ
【山形県指定天然記念物】

国内でも分布が飛び地的で限られた地域にしか生息しないチョウ。沢沿いの沼沢地に生えるトネリコを食樹とするため、戦後の水田開発などで絶滅した地域もある。昭和53年に県の天然記念物に指定されている。

5 野鳥の世界



オオハクチョウ

遠くシベリアから冬に飛来する渡り鳥(冬鳥)の代表種。山形県の母なる川「最上川」の河口に位置する酒田市は、国内屈指の飛来地として知られている。周辺の田んぼでは落ち穂を拾う群れがそちこちで見られる。



鳥のすみかとからし
(ミニジオラマ)

山形県中山町出身の鳥類学者、石沢慈鳥氏が調査・研究の過程で収集した剥製や卵、巣を主体に構成されたミニジオラマ。生息環境ごとに水辺、草原、村里、山林、高山などに分けて展示している。



「県の鳥」オシドリ

山地の樹林帯にすむオシドリが「県の鳥」に選定されている。おしどり夫婦の例えに使われる鳥で、雌雄で姿形が大きく異なるが、特に雄の斧状の飾り羽が鮮やかで目立つ。

6 暖流と雪の山形



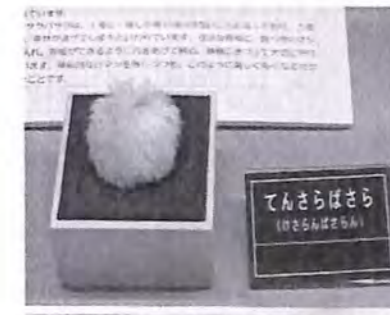
オサガメ

暖かい南の海にすむウミガメで、対馬海流(暖流)に乗って庄内沖に來遊することがある。海の守り神の龍神を祀り、四国の金刀比羅宮とやらんで漁民の信仰があつた、鶴岡市の普賢寺に奉納されたものもある。



暖流と生き物(タカラガイ)

山形県は寒冷な多雪地帯にありながら、日本海を北上する対馬海流(暖流)の影響を受けた多様な生き物が庄内海岸には見られる。暖海性のタカラガイも4種類が確認され、これは千葉県銚子市付近と共通する。



テンサラバサラ
(ケザランバサラ)

鶴岡市(旧温海町)の摩耶山麓で、古くから桐箱に納めて神棚に祀り、守り伝えられてきた不思議な毛玉。早春に神社の境内や深山の木のたもとに天から舞い降り、拾った人に福をもたらすと信じられてきた。

第2展示室「山形の大地に刻まれた歴史」

1 山形のあけぼの



西ノ前遺跡出土土偶「縄文の女神」
[国宝]

山形県北部の舟形町西ノ前遺跡で発掘された縄文時代中期(約4500年前)の土偶。高さは45cmで完形立像土偶としては日本最大を誇る。縄文時代の土偶造形のひとつの到達点を示す優品と評価され、平成24年(2012)に国宝指定された。



環頭大刀
[山形県指定有形文化財]

昭和53年(1978)に山形市西部の大之越古墳から出土した古墳時代中期の大刀。環頭大刀とは飾大刀の一種で大刀装具の柄頭に環状の飾金具(環頭)を装着したものの総称である。中央勢力と山形の豪族とのつながりを感じさせる貴重な資料である。



嶋遺跡出土資料(写真は木槌)
[嶋遺跡は国指定史跡]

昭和37年(1962)、山形市嶋遺跡から出土。嶋遺跡からは多くの木製品が発掘されている。本品は片手でもって打ちたたく木製具。用途は多く、穀物の実を落したり藁を打ったり、布をたたいて柔らかくしたりするものである。

2 ひらかれる出羽国



城輪柵跡出土資料(写真は坏)

出羽国府(国衙)とされる酒田市の城輪柵跡にて出土。坏は鉢(大皿)よりもやや深い器のことをさす。この坏は円錐状の簡素な形をしており、底部にロクロから切り離した際につく系切り痕が残る。(酒田市教育委員会寄託資料)



物忌札

酒田市(旧八幡町)堂の前遺跡から出土。この遺跡は城輪柵の近隣にある。物忌とは呪術的禁忌を避けるため、その日が過ぎるまで家で謹慎することをいい、この札はその物忌の印として冠または簾などにかけていた。



墨書土器(坏)

昭和51~53年(1976~1978)、鶴岡市(旧藤島町)平形遺跡から出土した資料。この坏は底に「弓」という漢字が墨書されているため、墨書土器とも呼ばれる。ロクロで整形されており、底部にはロクロから取り上げた際についた系切り痕が残る。

3 武士の動き



板碑

昭和54年(1979)、南陽市より採取。板碑は石塔の一種で、鎌倉・室町時代に供養などのために立てられたもので、頭部を三角形にとがらせ、二条の溝を刻んでいる。梵字や主尊とする阿弥陀仏などを表し、その下には銘文を刻む場合がある。



経筒外容器(左)と経筒(右)
[河島山遺跡は県指定史跡]

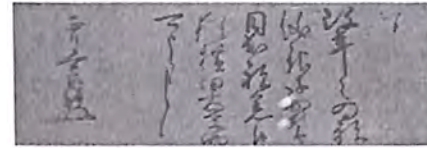
昭和24年(1949)に村山市河島山遺跡から出土。石川県珠洲焼の経筒外容器(甕、写真左)の中に銅鑄製の経筒(写真右)が納められ見つけた。県内で発見例が少なく、貴重な資料である。(村山市金樹寺寄託資料)



古銭

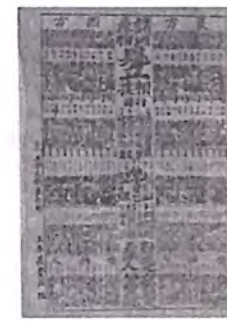
昭和46年(1971)、山形市大森山遺跡より出土した古銭類。写真左の開元通宝は唐期に鑄造された銭。写真右の淳熙元宝は南宋期に鑄造された銭である。平安後期から中世の日本国内では中国銭が大量に流通していた。

4 藩政と庶民の暮らし



最上家信書状

戦国時代を戦い抜き、義光の時代に山形藩57万石の大大名に成長した最上氏だが、義光の死後、一族内紛が原因で元和8年(1622)に改易された。家信は最上氏最後の山形城主で、本資料はその年賀の挨拶状である。



諸国産物見立相撲

江戸から明治期にかけて、色々なものを相撲の番付風に比べることが流行し、本資料は江戸時代の名産品を格付けしたもの。東の最高位大関の松前昆布、西の大関土佐の壘節に次いで、出羽最上紅花が格付けされている。



ほしほな
花餅(干花)

紅花は春の彼岸前後に種を蒔き、夏頃に花摘みが行われる。摘んだ花弁(生花)は、花餅(干花)加工のために集められ、花踏み・花寝せ・花餅づくり・花返しの作業を経て、袋詰めにして出荷された。

5 最上川のにぎわい



うしゅうかわどおり
羽州川通絵図
[山形県指定有形文化財]

最上川上流(米沢から左沢まで)を描いた川絵図。松川(最上川上流の江戸時代の呼び名)が、江戸中期の舟運発達期にその周辺の山野・集落などがどのような状況にあったかを詳細に描いたもの。



こづかい
小輪船(10分の1模型)

元禄期頃より米沢藩が左沢より上流で使用した川船。平底で大型の船(ひらた)が中・下流で活躍したのに対し、小輪船は小型でへさきがとがり吃水が浅く船足の早い小回りのきく船。米穀で30~50俵積み。



ともがい
櫃

全長5メートル以上あり、それ自体を漕いで船を進めるものではない。下りと上りいずれの場合にも船頭がとり舵・面舵を操作することが目的の櫃である。船の後ろから斜めに水中に差し、その向きで船を操る。

6 三山信仰への道



湯殿月山羽黒三山一枚絵図

江戸下谷の彫師・朝倉與兵衛が彫り上げ、羽黒山麓の栄昌坊が、出羽三山参詣者のために刊行した案内図。湯殿山については「湯殿山霊場也。秘所為徒テ之ヲ省略ス」とあり全く描かれていないが、極めて詳細な絵図である。



こおろは
牛玉版

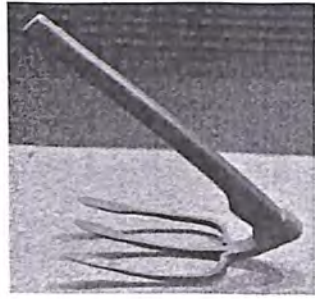
庄内地方には、羽黒山より発行された牛玉宝印を2枚重ねて折りたたみ、柳の枝につけて神前に供える風習があった。種初儀や苗代に立てて、よい苗ができるように祈った。



銅鏡(複製)

羽黒山頂の三神合祭殿前にある御手洗池は、鏡池とも呼ばれ、古来より多くの人々の信仰を集めた。参詣者はその祈りを託して、鏡を奉納した。昭和初期に200面以上の銅鏡が発掘され、多くは平安から鎌倉時代のもの。

7 米づくりのくらしとこころ



三本鋤

江戸後期頃より普及した備中鋤の一種。山形県内陸部の山間部では、斜面に拓かれた田畑を耕作するため、柄が短く、柄と刃を鋭角に工夫したものを用いた。扇状地では土中に石が多く混じることも、独特の形状発達要因。



ニセミノ

【山形県指定有形民俗文化財】

県の内陸部で作られ、荷物を背負う際に着用されたもの。「荷背負いミノ」を簡略化した語であるという。中心部に編み出された宝珠模様は、デザイン的な美しさは勿論のこと、滑り止めとしての機能美も兼ね備えている。



バンドリ

庄内地方では、荷物を背負う際の背中当てをバンドリ（ムササビのこと）という。荷の当たる部分を補強するために色鮮やかな布や糸を編み込んだ。致道博物館所蔵「庄内ばんどりコレクション」は国指定有形民俗文化財。

第3展示室 平成30年度プライム企画展「ヤマガタダイカイギウと人魚たちー1千万年、進化のドラマー」を開催中（別添資料をご参照ください）

ワークショップ： コミュニティの トラウマと メンタルヘルス

ー第二次世界大戦のトラウマとケアー

トラウマは、個人、集団だけでなく、コミュニティ全体にも影響を与え、それは世代を超えて伝わっていきます。アートをととしてのコミュニティのトラウマのケアに取り組んでいるオイゲン・コウ博士と国内の研究者を迎え、世界的な課題である第二次世界大戦のトラウマとケアについてのワークショップを開催しました。その概要を報告します。



www.renraku-k.jp



日時：2019年6月25日(火) 12:30-16:30

場所：大阪府こころの健康総合センター

主催：全国精神保健福祉連絡協議会

共催：科学技術振興機構 社会技術研究開発センター「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」
研究開発領域「トラウマへの気づきを高める“人-地域-社会”によるケアシステムの構築」

協力：大阪府こころの健康総合センター、上智大学グリーンケア研究

第二次世界大戦の長期にわたる 世代を超えた影響について

オイゲン・コウ

セントビンセント病院コンサルタント精神科医、精神分析的療法家
メルボルン大学人口国際保健学部上級研究員

第二次世界大戦は、30カ国が関与し、7000万人以上が殺された世界史上最悪の戦争でした。戦争が終わった75年後も深刻な影響が続いています。

ヨーロッパにおいて、研究者は、多くの子どものサバイバーが80歳代になった今もPTSDだけでなく不安やうつ病などの症状に苦しみ続けていることを明らかにしました。一部の研究者は、ヨーロッパの現在の政治的不安定、特に極右グループの再出現は、第二次世界大戦からの未解決の問題の結果であることを示唆しています。

この戦争中、日本はドイツやイタリアとともに、イギリスとアメリカが率いる連合国と戦う枢軸国を形成しました。第二次世界大戦の日本への長期的な影響は率直に語られてきませんでした。過去10年間に6回日本を訪れ、多くの日本の精神科医や研究者と密接に協力してきたアウトサイダーとして、戦争について話すことには、一般的に消極的であることに気付きました。彼らは、この消極性は日本社会—政府、組織、一般の人々のすべてのレベルに存在するように見えるという私の観察に同意します。今日、日本における戦争の影響を研究し続けている研究者はごく少数です。

オーストラリアのメルボルンで働く精神科医として、私は、この第二次世界大戦の影響を受けた多くの人々に会ってきました：これには退役軍人だけでなく、ユダヤ人のホロコーストのサバイバー（多くは戦後にヨーロッパを逃れて南米やオーストラリアに移住しました）などの多くの民間人だけでなく、イタリア人、ドイツ人、さらには日本人が含まれます。私は、戦争のサバイバーの多くの子供や孫が戦争の影響を受けていることに気づき、たいへん驚いています。

今日、ある世代が経験したトラウマがどのように次世代に引き継がれるかについては、かなりの研究や報告があります。この現象をトラウマの世代間伝達と言います。シャワーを浴びるのを恐れて育った女性の話があります。蛇口を回すのを彼女は怖がりました。彼女は、家族全体がホロコーストによってガス室で殺されたという家族の秘密を40年後に母親が話すまで、その理由がわかりませんでした。蛇口を回すことは、彼女に有毒ガスが出ることを無意識に思い起こさせたのです。どういうわけかトラウマは世代を超えて伝達されます。

私はオーストラリアに住んでいた若い日本人女性の治療をしたことがあります。彼女は重度の不安に苦しんでいましたが、その明確な理由はありませんでした。興味深いことに、彼女は戦争中の祖父の兵士としての役割について母親に話した後、彼女の不安は落ち着きました。それはほとんど口にされない家族の秘密でした。

トラウマが秘密にされ、率直に話されないとき、それは特別な力を持ち、数世代にわたって影響を与え続けることができるようです。

私は、第二次世界大戦の日本と日本人への長期的な、世代間の影響について考えてきました。世界中で、ある世代が重度のトラウマの影響を受けたコミュニティは、その後の世代において自殺や暴力の割合が高くなっています。これは日本の状況ですか？

The Long Term Trans-generational Psychosocial Effects of World War 2

Dr Eugen Koh

Consultant Psychiatrist and Psychoanalytic Psychotherapist,
St Vincent's Hospital, Melbourne
Senior Fellow, Melbourne School of Population and Global Health,
University of Melbourne

The Second World War was the worst war in the history of the world, involving 30 countries and more than 70 million people were killed. It continues to have a devastating impact 75 years after the war ended.

In Europe, researchers have found that many child survivors of the war, now in their eighties, continue to suffer symptoms of distress such as anxiety and depression as well as post traumatic stress disorder. Some researchers suggest that the current political instability in Europe, particularly the re-emergence of extreme right wing groups are a result of unresolved problems from the Second World War.

Japan together with Germany and Italy formed the Axis that fought against the Allies, countries led by Britain and the United States, during this war. The long-term impact of the Second World War on Japan has not been spoken about openly. As an outsider who has visited Japan 6 times over the past 10 years, and worked closely with many Japanese psychiatrists and researchers, I have found that there is a general reluctance to talk about the war. They agree with my observation that this reluctance appears to exist in all levels of Japanese society; government, institutions and the common people. There are only a small number of researchers who continued to study the impact of the war on Japan today.

As a psychiatrist working in Melbourne Australia, I have come across many people who have been affected by this Second World War: this includes not only veterans, but many civilians such as survivors of the Jewish Holocaust (many migrated to South America and Australia to get away from Europe after the war) as well as Italians, Germans and even Japanese. I have been most surprised to discover that many children and grandchildren of these survivors of the war have also been affected.

There are now considerable researches and reports on how the trauma experienced by one generation can be transmitted to the next generations. This phenomenon is called the trans-generation transmission of trauma. There is a story of a woman of grew up being afraid of having a shower; the turning on of the tap terrified her. She did not discover why until her mother told her about a family secret 40 years later: that her mother's whole family was killed by the gas chambers during the Holocaust. The turning of the tap unconsciously reminded her of the turning on of the poisonous gas. Somehow, the trauma was transmitted over a generation.

I have personally treated a young Japanese woman who was living in Australia. She was suffering from severe anxiety and there was no obvious reason why she would be anxious. Interestingly, her anxiety settled once she had spoken to her mother about her grandfather's role as a soldier during the war. It was a family secret that was rarely spoken about. It seems that when trauma are kept as secret and not spoken openly, it has a particular power and can continue to have an impact over several generations.

I have been wondering about the possible long-term trans-generation impact of Second World War on Japan and the Japanese people. All round the world, we see communities that are affected by severe trauma in one generation suffer higher rates of suicides and violence in the subsequent generations. Is this the situation in Japan?

復員兵とその子どもたちの戦後

中村江里

日本学術振興会特別研究員PD

精神科医のベセル・A・ヴァン・デア・コルクは、日本人がアジア・太平洋戦争のトラウマ記憶にきちんと向き合っていないと指摘している。欧米の医学史では、ここ半世紀ほどの間に戦争とトラウマの歴史に関する研究が蓄積されてきたが、日本では比較的最近になってから注目されるようになったテーマである。本報告では、戦時中に「戦争神経症（PTSDの先行概念とされる疾患群）」となった患者たちの状況について確認した上で、戦争の被害者であり加害者でもあるという復員兵の両義的なポジショナリティが、個人的／集合的なトラウマ認識や和解にどのような影響を及ぼしたのかを考察した。

日中戦争以降、精神神経疾患の患者のための治療機関は作られたが、内地に送られてきた患者はごく一部であった。国家のために死ぬことを至上の価値とし、徹底的な服従を兵士に求める「皇軍（天皇の軍隊）」のエートスは、政府のプロパガンダだけでなく、戦争神経症の患者の処遇や自己認識にも影響を与えた。軍隊にとって、心因性の神経症は士気低下を意味するものであったため、新聞報道等では患者の存在が隠蔽された。また、当時の精神医学の解釈では、戦争神経症は外傷的な経験というよりは、「戦場から逃避したい」「恩給が欲しい」などの患者の「願望」によって引き起こされると考えられた。以上のような状況の中で、精神疾患になった自分は「国賊」だと考える患者も多かった。

戦後になると、占領軍の非軍事化政策のもとで、傷痍軍人の国費での治療や軍人恩給は、一部の例外を除いて中止され、精神障がいを負った復員兵の状況は戦時中よりもさらに過酷なものになった。また、復員兵にとって、被害と加害が入り混じった戦争経験を語ることは困難であり、個人的／集合的双方のレベルで、戦争の現実と向き合い、和解を促すことを阻む要因になった。しかし、近年になって、辺見庸、村上春樹などの著名な作家が父の戦争体験と向き合う作品を発表し、2018年には「PTSDの復員日本兵と暮らした家族が語り合う会」というピアサポートグループも誕生した。加害を含む復員兵のトラウマ経験について知ることは、加害の構造を理解し、将来的な暴力を防ぐためにも重要なことであり、こうした「復員兵の子ども」世代の活動は、今後ますます重要になるだろう。

南太平洋地域の紀行文と慰霊

西野亮太

フィジー共和国南太平洋大学
国際日本文化研究センター

本発表では、南太平洋地域を旅した日本人の手による紀行文に焦点を置き、旅行者による太平洋戦争の戦跡についての印象を分析した。旅行者は、景色の描写・遺物・霊的現象の記述により日本の犠牲者に対する共感を深めているが、現地の存在と記憶についての考慮は少なく、島々の住民が除外され、旅行者が日本兵の霊や魂と共有する場所と見なしていることを論じた。これらの記述は日本人旅行者による想像的占領にもつながるのではないかとはいえる。

対象にしたのは、敗戦後生まれ、あるいは戦中には幼少で、南太平洋に送られた元兵士達とは血縁関係を持たない8人の旅行者による市販されている9作の紀行文である。本発表では、旅行者が戦跡を実際に訪問することにより、書物や雑誌などの活字や映画やドキュメンタリーなどの映像からのみでは得ることのできない臨場感を組み込み、どのように戦争の記憶を追体験し、歴史を再想像し再創造するのかという行程に注目した。

分析した紀行文に共通していることは日本兵が経験した苦行、飢餓、疾病などの過酷な経験を現地での印象を基に肌で感じ、兵士たちへの同情と共感を述べていることである。しかし、紀行文が述べる戦史の意識や解釈が3つに分かれていることを指摘した。第一は兵士たちを尊い犠牲を払った英雄と捉え、島々を英雄が散った場所と想像すること、第二は兵士たちを軍部の無謀な政策により悲惨な死を迎えたため、島々を悲劇の舞台と想像すること、そして、第三は日本兵を軍部の被害者だけではなく、島々の人にも加害を与えたのではないのかと問い直す意識である。これら三つの解釈は歴史学や他の分野で変遷してきた日本の敗戦の解釈とも一致しており、戦争のトラウマの継承の差異とも重なる部分があることを示している。

ここで疑問に上がるのは旅行が旅行者の価値観に内在する偏見と対面するほどの影響を与えたのかということだ。特に目を引くのは、第一と第二の解釈を述べた旅行者は日本人旅行者、特に、慰霊団の同行による傾向がある。第三の場合、単独旅行や現地の住民との信頼関係がある旅行者によるものであった。「旅は知性を広げる」と俗に言われるが、もしも、旅行前と同じ価値観を補強しているのであれば、旅行の役割を見直す必要があるだろう。

日本における戦没者慰霊の文化と制度 —黙祷儀礼の成立と変容を中心として—

栗津賢太

上智大学グリーンケア研究所

黙祷儀礼は日本のみならず、イギリスやアメリカ、あるいはヨーロッパ諸国だけではなく、中国やイスラエル等、現在多くの国家で行われていることを示す。戦没者たちの追悼のため、大規模な災害や事故、事件の犠牲者たちのためにわれわれは黙祷を行っている。

今日的な形の黙祷はイギリスで始まる。第一次大戦の戦没者を追悼するための二分間の黙祷がイギリスで行われた。この黙祷のモデルは英領南アフリカのケープタウンの市長であったハリー・ハンズの創案によるものであった。

イギリスで行われた黙祷の様子は、日本のメディアでも報じられたが、黙祷の日本への導入は、1921（大正10）年に裕仁親王がイギリス王室を表敬訪問した際、現地の無名戦士の墓や戦没者記念碑であるセノタフを訪れた時の経験がもとになっている。ヨーロッパ訪問から2年後、関東大震災によって多くの犠牲者が発生した。震災の翌年である1924（大正13）年、東京市では一周忌の追悼行事が計画されていたが、その機会に天皇皇后によって犠牲者に対して花輪が捧げられた。親王の居城である東宮御所（現在の赤坂御苑）では皇室の儀礼としてイギリス式に「二分間」の黙祷が行われた。震災犠牲者に対する、特定の宗教・宗派を明示しない形による弔意の表し方が初めて日本に導入されたのである。黙祷は陸軍記念日や海軍記念日、靖国神社例大祭や臨時大祭などの機会に行われていき、皇居「遥拝」などと同様に、学校や軍隊を媒介として浸透していった。1930（昭和10）年代以降のファシズム期に入ると、国体明徴運動とともに、黙祷はその西洋起源である点が批判され、一度は廃止とされたが、すでに国民の間に浸透しているとして政府はこれを支持し、廃止されることなく継続された。

戦後は、サンフランシスコ講和条約の調印以降、1951（昭和26）年に行われた貞明皇后の葬儀、同条約発行以降、1952（昭和27）年に新宿で行われた全国戦没者追悼式の機会になどに行われていった。在日しているプロテスタント宣教師たちは、これを政教分離違反であり、戦前の天皇崇拜の時代へ戻る危険があるとして非難した。一方、全国戦没者追悼式は1963（昭和38）年以降は毎年行われるようになったが、8月15日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」と定め、黙祷の実施を明記したのは1982（昭和57）年4月の閣議決定である。

戦争孤児たちの戦後史のライフヒストリー

酒本知美

日本社会事業大学

戦争孤児であったこと、またその後の人生を語るという経験は戦争孤児たちにとって、また社会にとってどのような意義があるのだろうか。彼らは彼らのライフヒストリーを語ることで、自分のアイデンティティの獲得することが可能になると考えられる。さらには、私たちは戦争孤児の経験から学ぶことが可能になり、彼らの語りは社会に対しても影響を与える。

しかし、すべての戦争孤児たちが彼らのライフヒストリーを語るができる訳ではない。戦争孤児たちの「語り」が可能になる背景には周囲の理解や支えが不可欠であり、さらには社会生活の安定という要素も必要であると考えられる。その一方で、「語れない」「語りたくない」という戦争孤児の思いもある。本来、自分自身の経験を語るというプライベートな行為は、本人の自由な意思により「語る」か「語らないか」を選択すべきである。つまり、「語りたくない」ということも保障されなければならない。しかし、「語れない」ことや「語りたくない」ことが社会的な圧力、差別や偏見により生じることがある。こうした社会的な圧力、差別や偏見は戦争孤児の方たちから「語る」力を奪ってしまうこともあるので、「語らない」理由にアプローチが必要であろう。

「語る」ことができる戦争孤児たちにはいくつかの共通点があった。一つ目は、「現在は幸せ」とあるという語りがあることである。現在は安定した生活があること、そして「語る」場に参加できる立場にある、つまり社会的に孤立していないという状況がある。二つ目は、自己肯定感の高さである。戦中、戦後と平穏無事ではない子ども時代を振り返る作業であるにも関わらず、彼らは自分たちの経験を肯定的に捉えている。こうした語りは、彼らが得ることのできた周囲との関係性から作られたと考えられる。

一方で、私たちは「語れない」戦争孤児の方たちへのアプローチを忘れてはいけない。戦争が生み出した戦争孤児たちの「何とか生き延びてきた」過程やバッド・エンド・ストーリーも社会は共有すべきである。自由に語るができる社会は、戦争孤児たちの人生を肯定する機会も生む。そのためには、いかなる「語り」も差別や偏見がなく受入れられる社会の構築が必要である。そして、彼らの「語り」を通して社会のあり方を改めて考える事が可能になると考える。

一般社団法人 全国精神保健福祉連絡協議会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 全国精神保健福祉連絡協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的・事業)

第3条 この法人は、各都道府県精神保健福祉協会及び精神衛生協会又は協議会（以下「地方協会等」という。）間の連絡を図り、もって精神保健福祉の普及発展に資することを目的とする。

第3章 会 員

(会員)

第4条 この法人の会員は、地方協会等の長とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第5条 会員となるには、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

(経費の負担)

第6条 この会の経費は、地方協会等の分担金その他をもってあてる。

(退 会)

第7条 会員は、いつでも退会届を提出して退会することができる。

(除 名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 総会員の同意があったとき。
- (2) 当該会員が所属する地方協会等が解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第10条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議 長)

第14条 総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第15条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第16条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行

う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る時は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第17条 総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第18条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第16条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会長及び理事1名がこれに記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 理事のうち2名を副会長とする。
- 4 理事のうち3名以内を常務理事とする。
- 5 2項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、3項の副会長及び4項の常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(理事の制限)

第21条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第22条 理事は、別表に掲げる都道府県の地区ごとに、当該地区内の地方協会等の協議により、地方協会等の役員のうちから1名の推薦を受け、総会の決議によって選任する。

- 2 前号の理事のほか、精神保健福祉に関し学識経験のある者若干名を総会の決議を得て理事として選任することができる。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

ただし、役員が構成されない場合は、総会の決議により決定することができる。

4 監事は、地方協会等の役員のうちから総会の決議により選出する。

5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより、会務の執行を決定する。

- 2 会長は、この会を統括し、この法人を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、会務を執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務理事会を組織して会務を執行する。
- 5 会長及び副会長・常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 事業計画、予算の作成その他この法人の会務執行の決定

(2) 理事の会務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(常務理事会)

第34条 常務理事会は、必要の都度会長がこれを招集し、議長となる。

第7章 顧問

(顧問)

第35条 この会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、総会及び理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第37条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第38条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この法人は、総会の決議によって、定款を変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体、又は公益社団法人もしくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に帰属させるものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告方法は、電子公告とする。

第11章 職員

(職員)

第43条 この会に職員若干名を置き、会長が任免する。

第12章 雑則

(細則)

第44条 この定款施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。
3. この法人の設立時会員の氏名及び住所は次のとおりとする。

< 必要的記載事項 >

4. この法人の設立時理事は、次に掲げる者とする。
5. この法人の設立時監事は、次に掲げる者とする。

別表

地区	所属する都道府県
北海道	北海道
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
関東甲信	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
東海北陸	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

地方精神保健福祉協議会名簿

令和元年5月1日現在

地区	名	称	会長名	〒	所	在	地	T E L	F A X	
東北	北海道精神保健協会		池田 輝明	003-0029	札幌市白石区平和通17丁目北1-13	こころのリカバリー総合支援センター内		011-861-6353	011-861-6330	
	青森県精神保健福祉協会		田崎 博一	038-0031	青森市三内字沢部353-92	青森県立精神保健福祉センター内		017-787-3951	017-787-3956	
	岩手県精神保健福祉協会		大塚 耕太郎	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	岩手県精神保健福祉センター内		019-629-9617	019-629-9603	
	(公社)宮城県精神保健福祉協会		白澤 英勝	989-6117	大崎市古川旭5丁目7-20	宮城県精神保健福祉センター内		0229-23-0021	0229-23-0388	
	秋田県精神保健福祉協会		三島 和夫	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館 4階		018-864-5011	018-864-5011	
	山形県精神保健福祉協会		大谷 浩一	990-0021	山形市小白川町2-3-30	山形県精神保健福祉センター内		023-624-1217	023-624-1656	
	(社)福島県精神保健福祉協会		矢部 博興	960-8012	福島市御山町8-30	福島県精神保健福祉センター内		024-535-3556	024-533-2408	
	新潟県精神保健福祉協会		染矢 俊幸	950-0994	新潟市中央区上所2-2-3	新潟県精神保健福祉センター内		025-280-0111	025-280-0112	
	茨城県精神保健福祉協会		池田 八郎	310-0852	水戸市笠原町不動産993-2	茨城県精神保健福祉センター内		029-241-3352	029-241-3352	
	(一財)栃木県精神衛生協会		青木 公平	320-0032	宇都宮市昭和2-2-7			028-622-7526	028-622-7879	
関東	群馬県精神保健福祉協会		福田 正人	379-2166	前橋市野中町368	群馬県こころの健康センター内		027-263-1166	027-261-9912	
	(公社)埼玉県精神保健福祉協会		山内 俊雄	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	埼玉県立精神保健福祉センター企画広報担当内		048-723-5331	048-723-5331	
	(NPO)千葉県精神保健福祉協議会		日下 忠文	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2	千葉県精神保健福祉センター内		080-7000-2093	043-265-3963	
	東京都精神保健福祉協議会		水野 雅文	143-8541	東京都大田区大森西6-11-1	東京大学医学部精神神経医学講座内		03-3762-4151(6770)	03-5471-5774	
	(社)神奈川県精神保健福祉協会		西井 華子	233-0006	横浜市港南区片が谷2-5-2	神奈川県立精神保健福祉センター内		045-827-1688	045-827-1688	
	山梨県精神保健福祉協会		松井 紀和	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉7F 3F	山梨県立精神保健福祉センター内		055-254-8644	055-254-8647	
	長野県精神保健福祉協議会		渡辺 啓一	380-0928	長野市若里7-1-7	長野県精神保健福祉センター内		026-227-1810	026-227-1170	
	静岡県精神保健福祉協会		石田 多嘉子	422-8031	静岡市駿河区有明町2-20	静岡県精神保健福祉センター内		054-202-1220	054-202-1220	
	愛知県精神保健福祉協会		尾崎 紀夫	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1	愛知県精神保健福祉センター内		052-962-5377	052-962-5375	
	岐阜県精神保健福祉協会		田口 真源	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	岐阜県・福祉農業会館3F		058-273-5720	058-273-5720	
東海	三重県精神保健福祉協議会		岡田 元宏	514-8567	津市桜橋3-446-34	三重県津市保健所棟2F		059-223-5241	059-223-5242	
	(公社)富山県精神保健福祉協会		吉本 博昭	930-0887	富山市五福474-2	ゆりの木の里内		076-433-0383	076-433-6695	
	石川県精神保健福祉協会		松原 三郎	920-8201	金沢市殿月東2-6	石川県こころの健康センター内		076-238-5761	076-238-5762	
	福井県精神保健福祉協会		松原 六郎	910-0026	福井市光陽2-3-36	福井県総合福祉相談所障害者支援課		0776-24-5135	0776-24-8834	
	北陸	滋賀県精神保健福祉協議会		大井健(副会長)	525-0072	草津市笠山8-4-25	滋賀県立精神医療センター内		077-567-5250	077-567-5250
		(社)京都精神保健福祉協会		林 拓二	602-8143	京都市上京区堀川通丸太町下る西入仲之町519	京都社会福祉会館 4階		075-822-3051	075-822-3051
		(社)大阪精神保健福祉協議会		高橋 幸彦	591-8003	堺市北区船堂町2-8-7	大阪精神科病院協会内		072-255-5611	06-4791-4895
		兵庫県精神保健福祉協会		橋本 健志	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2	兵庫県精神保健福祉センター内		078-252-4980	078-252-4981
		和歌山県精神保健福祉協会		小野 善郎	640-8319	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビル2F	和歌山県精神保健福祉センター内		073-435-5194	073-435-5193
		鳥取県精神保健福祉協会		青木 茂	680-0901	鳥取市江津318-1	鳥取県立精神保健福祉センター内		0857-21-3031	0857-21-3034
島根県精神保健福祉協会			稲垣 正俊	690-0011	松江市長津田町1741-3 いきいきプラザ島根2F	島根県立心と体の相談センター内		0852-32-5905	0852-32-5924	
(一社)岡山県精神保健福祉協会			藤田 健三	700-0985	岡山市北区厚生町3-3-1	岡山県精神保健福祉センター内		086-201-0441	086-201-0443	
(社)広島県精神保健福祉協会			山脇 成人	739-0323	広島市安芸区中野東4-11-13	瀬野川病院内		082-893-6242	082-893-6242	
山口県精神保健福祉協会			渡辺 義文	753-0814	山口市吉敷下東4-17-1	山口県精神保健福祉センター内		083-902-2672	083-902-2678	
中国	徳島県精神保健福祉協会		大森 哲郎	770-8570	徳島市万代町1-1	徳島県保健福祉部健康増進課内		088-621-2225	088-621-2841	
	香川県精神保健福祉協会		中村 祐	760-8570	高松市番町4-1-10	香川県健康福祉部障害福祉課内		087-832-3294	087-806-0240	
	愛媛県精神保健福祉協会		上野 修一	790-8570	松山市一番町4-4-2	愛媛県保健福祉部健康増進課内		089-934-5714	089-912-2399	
	高知県精神保健福祉協会		明神 和弘	780-0850	高知市丸ノ内1-2-20	高知県地域福祉部障害保健支援課内		088-823-9669	088-823-9260	
	福岡県精神保健福祉協会		神庭 重信	816-0804	春日市原町3-1-7	福岡県精神保健福祉センター内		092-584-8720	092-584-8720	
	佐賀県精神保健福祉協会		門司 晃	845-0001	小城市小城町178-9	佐賀県精神保健福祉センター内		0952-73-5060	0952-73-3388	
	(一社)長崎県精神保健福祉協会		小澤 寛樹	852-8114	長崎市橋口町10-22	長崎こども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課内		095-846-5115	095-844-1849	
	(公社)熊本県精神保健福祉協会		池田 学	862-0920	熊本市東区月出3-1-120	熊本県精神保健福祉センター内		096-285-6884	096-285-6885	
	大分県精神保健福祉協会		瀧野 勝弘	870-1155	大分市玉沢平石908	大分県こころからの相談支援センター内		097-541-5276	097-541-6627	
	宮崎県精神保健福祉連絡協議会		高宮 真樹	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	宮崎県精神保健福祉センター内		0985-27-5663	0985-27-5276	
九州	鹿児島県精神保健福祉協議会		富永 秀文	890-0021	鹿児島市小野1-1-1	鹿児島県精神保健福祉センター内		099-218-4755	099-228-9556	
	(一財)沖縄県精神保健福祉協会		仲本 晴男	901-1104	島尻郡南風原町宮平212-3	沖縄県立総合精神保健福祉センター2階		098-888-1396	098-851-3330	

※(社)大阪精神保健福祉協議会は令和元年5月に解散



一般社団法人

全国精神保健福祉連絡協議会

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1
上智大学グリーンケア研究所内
TEL 03-3238-3776・FAX 03-3238-4661